

令和8年度『新発田の春まつり』  
新発田城址公園・加治川治水記念公園 出店要項

1 出店申込先

(一社) 新発田市観光協会

住所：〒957-0055 新潟県新発田市諏訪町 1-2-11

電話：0254-26-6789 FAX：0254-26-5031 Mail:kanko@shibata-info.jp

※別紙申込書に必要事項を記入の上、メール又は FAX でお申込みください。

2 出店期間・場所

期 間：令和8年4月3日（金）～4月15日（水）※1日から出店可

予備日：令和8年4月16日（木）～19日（日）

→桜の開花状況次第で延長。延長した場合のみ出店を許可します（延長の可否は、4月上旬以降に通知）

場 所：新発田城址公園 芝生広場＝テントでの出店（キッチンカーは不可）

新発田城址公園 駐車場＝キッチンカーでの出店（4月11・12日は別場所）

加治川治水記念公園 ロータリー＝キッチンカーでの出店（テントは不可）

3 出店時間

午前10時～午後8時30分まで

4/11・12の10～15時は城址公園駐車場がイベント会場となる為、キッチンカーの出店場所は下記になります。

出店場所：アイネスしばた駐車場  
（観桜者駐車場の一角）

※16時以降は、城址公園駐車場に移動しての販売も可能です



4 搬入および搬出時間

基本的に時間は指定しませんが、4/11（土）4/12（日）の芝生広場出店者は**搬入：7:00～9:00 搬出：16:00以降**とさせていただきます。加治川治水記念公園については、別途ご案内いたします。

5 出店方法

【テント】

強風対策を施したテントを各自で用意し出店すること

※ペグで固定する、営業日以外は撤収する等の対策を徹底してください。テントや備品等の破損、盗難、紛失、第三者への器物損害、人身被害が発生した際、主催者は一切の責任を負いません

※芝生保護の観点から、新発田城址公園の新発田広場は車両乗り入れ厳禁です

【キッチンカー】

新潟県内での『食品営業許可』を取得しているキッチンカーで出店すること

《参考》イベント実施日（予定）

4/11（土）はたらく車体験コーナー 10～15時（城）

4/12（日）高所作業車体験コーナー 10～15時（城）

春 Run 漫・越後の姫まつり 10～15時頃（加）

※城＝新発田城址公園 加＝加治川治水記念公園

※スペースを鑑み、各日の出店数を下記の通り制限します。希望多数の場合は先着順とします。

なお、受付は2月4日（水）午前10時～とします。それ以前は受け付けません。

・新発田城址公園 駐車場＝5店舗      ・加治川治水記念公園 ロータリー＝3店舗

※テント・キッチンカーに関わらず、出店日に風速8m/s以上の予報があり、主催者が危険と判断した場合は出店中止とする場合があります。その場合、営業補償や出店料の返金はいたしません。

※火器または発電機を使用する場合、必ず1台以上の消火器をご用意ください。

## 6 出店条件

- (1) 新発田市観光協会会員であること
- (2) 暴力団排除に関する宣約書（別紙）に署名を行った出店者

## 7 出店申込および出店契約の成立

- (1) 出店申込み後、主催者より請求された出店料を 3月19日（木） までに支払い、受領確認後に送付される出店許可書を受け取った時点で「出店契約」が成立したものとする
- (2) 出店申込書を提出せず、口頭やメール等での仮予約は一切受け付けない

## 8 出店者の義務

出店者は次に掲げるものに対して義務を負うものとする。

- (1) 出店者は、まつり事業の目的を理解し、その目的に相応しい「出店装飾」及び「運営」等を行うものとする
- (2) 出店者は、善良なる「管理者」の注意をもって出店するものとし、まつり会場に適用される「安全対策」及び「消防法令」等の関係法令を遵守するものとする
- (3) 主催者は、出店者が以上の義務履行が難しい、又はできないと判断した場合、出店契約は解除され、当該出店小間、スペース利用は主催者に一任されたものとする
- (4) 出店者は、主催者が指定した搬入出に関する時間を厳守するものとする

## 9 契約の解除

主催者は、出店者が次のいずれかに該当する場合は、出店契約を解除することができるものとする。

- (1) 指定された出店場所を出店目的以外で使用した場合
- (2) 出店要項に違反した場合
- (3) 著しく主催者の信用を失墜する行為を行った場合
- (4) 主催者の指示に従わない場合
- (5) その他主催者と出店者の信頼関係が著しく損なわれたと客観的に判断できる場合
- (6) 当協会会費が未納なもの
- (7) 下記の要件に該当することが判明した場合

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及び、第6条に規定する暴力団員
- (イ) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「密接関係者」という。）
- (ウ) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、若しくは関与していることが明らかな者
- (エ) 暴力団、暴力団員又は密接関係者と同一生計にある者
- (オ) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が関与している団体等に加入していることが明らかな者

## 10 損害賠償

- (1) 主催者は理由の如何を問わず、まつりの取り止め、早期閉会、開催延期あるいは会場の移転等が出店者または来場者の利益にとって必要かつ望ましいと判断し、それを実行した場合は出店者に及ぼす如何なる損害に対しても責任を負わないものとする
- (2) 主催者は、会場全体の管理・保全、運営について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとするが、出店者に生ずる損失、損害、または事故などについて、その原因及び主催者の過失の有無を問わず、主催者は一切その責を負わないものとする
- (3) 主催者は、出店者及び代理人、従業員の不注意その他によって生じた会場内の施設・設備及び建造物、人身等に対する一切の損害について、その責を負わないものとする
- (4) 出店者は、出店小間内またはその使用や運営に関連して発生した小間の周辺における会場設備並びに建造物、人身等に対する一切の損害について、その過失の有無を問わず一切の責を負うものとする。また、出店者は、出店者の代理人及び従業員等の不注意その他によって生じた小間内及び周辺以外の場所における会場設備並びに建造物、人身等に対する一切の損害について責を負うものとする
- (5) 主催者は、あらゆるまつり印刷物、ガイドブック及びその他のプロモーション用媒体に偶発的に生じた誤字・脱字等に関する損害について一切その責を負わないものとする

## 11 破損などの損失

- (1) 出店者は、商品その他出店関連物件の搬入・搬出に関する費用を自ら負担する
- (2) 主催者は、出店者及び代理人、従業員、その他の関係者等の所有物、商品その他出店関連物件の破損、盗難、紛失等（いずれも搬入時及び搬出時を含む）による損害については、理由の如何を問わず一切の責を負わないものとする
- (3) 商品が未到着の場合といえども、出店者は出店者の義務や出店料の支払い義務を免れない
- (4) 主催者は、会場への商品搬入開始から撤去までの期間に必要と思われるものについて、損害・傷害保険に加入することを出店者へ推奨する

## 12 不干涉

出店者は、隣接の出店者に干涉しないものとする。ただし、出店者間でトラブル等が発生した場合は、当該出店者はその解決を主催者の判断に委ねるものとし、出店者がこれに従わない場合は、主催者は当該出店者を排除することができるものとする

## 13 原状回復

出店者は次のとおり原状回復を行うものとする。

- (1) まつり終了後並びに本契約が解除、解約その他の理由の如何に関わらず終了した場合は、出店者は出店場所を原状に回復して主催者に返還するものとする
- (2) 原状回復においては、出店者の費用及び責任において行うものとするが、出店者が原状回復を行わない場合は、主催者は出店者の費用負担において原状回復を行うことができるものとする
- (3) 出店位置の原状回復後、当該出店位置に出店者及びその従業員その他主催者以外の者の所有物が残存する場合は、主催者は出店者の事前の承諾なく当該残存物を出店者の費用をもって処分することができるものとする
- (4) 出店者が、主催者の指定する原状回復の期日を経過しても出店位置を明け渡さず、これにより主催者に損害が生じた場合は、出店者は主催者に対してその損害の賠償の責を負うものとする
- (5) 出店者は、原状回復にあたって理由の如何を問わず、出店位置の造作並びにその他の設備について支出した経費、有益費の償還請求、出店位置の造作、その他の買取請求、移転料、立退料または権利金等の請求行為を一切行わないものとする

#### 1 4 個人情報の取扱い

- (1) 出店者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を厳守するものとし、特に「個人情報」の第三者提供を行う場合は、必ず当該「個人情報」の本人から同意を得るものとする
- (2) 出店者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の事業者との間で紛争等が生じた場合は両者で協議しその解決にあたるものとし、主催者はその際の責を負わないものとする
- (3) 主催者は、出店者の「個人情報」について、まつりの開催・運営にあたって必要な情報のやり取りができるものとし、また、出店者は主催者がまつり運営の為に指定する協力事業者から各種サービスの案内等を受けることを承諾するものとする

#### 1 5 注意事項等

出店者は次に掲げることを厳守しなければならない。

- ・出店に係る備品や電源については、各自で用意すること
- ・来場者への安心・安全のため、食品関係の販売は必ず販売台等の上において行うこと
- ・火気または発電機を使用する場合は、消火器を1本以上設置すること
- ・火気を使用する場合は、直に地面や机等に置かないこと
- ・テントでの出店者は、あらかじめ定められた駐車場（アイネスしばた）に駐車すること
- ・**新発田城址公園 芝生広場への車の乗り入れは禁止とする**  
→車を乗り入れて芝生が毀損した場合、出店者は修繕に掛かる費用を負担することとします

#### 1 6 出店料

テントやキッチンカー、出店場所に関わらず、1店舗ごとに下記の通りとします。

1日（平日）2,000円、1日（土・日曜）＝3,000円、期間中全日＝20,000円（※税別）

→出店希望日、出店場所、出店形態、規格については別紙申込書にご記入ください。

※いかなる理由があっても、出店料の返還は行いません（例：天候不順、桜の開花遅れ、など）

## 1 7 出店料の請求と支払い

支払期限（令和8年3月19日）までに、請求書記載の出店料を一括で次により支払うものとする

- (1) 指定金融機関口座に振込みによる支払い
- (2) 一般社団法人新発田市観光協会窓口での現金支払い

<振込先>

口座名義 シバタシカンコウキョウカイ リジチョウ セダ トモキ  
一般社団法人新発田市観光協会 理事長 清田 稲盛樹  
振込先銀行 新発田信用金庫 本店 普通預金 0472930

※振込み手数料は各自ご負担ください

## 1 8 保健所の申請について ※対象：飲食物を提供するテント出店者

3月17日（火）までに各自で新発田保健所に申請してください。また、まつり期間を延長する可能性を鑑み、予備日を含む4月3日（金）～4月19日（日）で提出することをおすすめします。ただし、春まつりを延長しない場合、予備日の出店は許可いたしません。

## 1 9 出店申込

出店を希望する事業者は、・出店申込書、・暴力団排除に関する宣約書に必要事項を記入の上、下記の期日までにFAXまたはメール等で新発田市観光協会へ提出すること。

**申込み締切り：令和8年2月18日（水）正午まで**

## 2 0 問い合わせ先

一般社団法人新発田市観光協会 担当：佐藤

電話：0254-26-6789 FAX：0254-26-5031 Mail:kanko@shibata-info.jp

新発田城址公園 出店場所（駐車場・芝生広場）

加治川治水記念公園 出店場所（ロータリー）



4/11（土）・12（日）は城址公園駐車場がイベント会場となる為、キッチンカーの出店場所は「アイネスしばた駐車場」となります。  
※16時以降は、城址公園駐車場に移動しての販売も可能です